

監査結果報告

佐世保市監査委員監査基準に従い、監査を実施したので報告する。

1 監査の種類 財務監査（定期監査）

2 監査の対象 保健福祉部
障がい福祉課、生活福祉課、生活衛生課、食肉衛生検査所、
医療保険課、保険料課、指導監査課、看護専門学校

3 監査の期間 令和3年1月6日（水）～令和3年2月22日（月）

4 監査の着眼点

- (1) 収入事務は適正か。
- (2) 支出事務は適正か。
- (3) 契約事務は適正か。
- (4) 財産管理事務は適正か。

5 監査の実施内容

令和2年度に執行された財務に関する事務が、法令等に基づき、適正に行われているか関係書類を抽出して調査を行い、また、担当職員の説明を聴取するなどの方法により実施した。

なお、一部の対象部署については実施を延期した。

6 監査の結果

上記、記載のとおり監査した限りにおいて、収入事務、支出事務、契約事務、財産管理事務につき、別記のとおり改善を要する事項が見受けられた。

なお、軽易な事項については記述を省略した。

【指摘事項】

1. 収入事務

- ① 領収書綴において、佐世保市財務規則第 77 条第 1 項で「出納員は、領収書綴受払簿を備え領収書綴の受払いを整理しなければならない。」と規定されているにもかかわらず、領収書綴受払簿を備えておらず、受払いの管理を行っていなかった。（指導監査課）

領収書綴について、領収書綴受払簿による管理を怠っていたことは、他の部局でも指摘している事項である。個人情報を含む領収書綴であることを十分認識され、リスク管理調査表で事象を共有するなど、組織的な管理体制を講じられたい。

2. 支出事務

- ① 人工透析患者通院支援補助金において、佐世保市補助金等交付規則第 12 条で「…補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金等の額を確定し、当該補助事業者等に通知するものとする。」と規定されているにもかかわらず、補助事業者に確定通知をしていなかった。（障がい福祉課）

補助金支出については、規則及び要綱を再確認し、適正な事務処理を図られたい。

3. 契約事務

- ① 共同事務処理契約(執行予定額 1,000 万円以上)において、佐世保市事務処理規程第 5 条第 34 号で「…1 件 1,000 万円以上の経費の支出負担行為に関すること。」は市長の決裁事項と規定されているにもかかわらず、市長の決裁を受けていなかった。（障がい福祉課）
- ② 佐世保市第 6 期障がい福祉計画及び第 2 期障がい児福祉計画策定支援業務委託契約において、佐世保市財務規則第 166 条の 2 第 1 項第 1 号及び佐世保市財務規則事務取扱要領 4(3)で執行予定総額 300 万円以上 600 万円未満の業務委託契約にかかる予定価格の設定者は部長及び準部の長と規定されているにもかかわらず、課長が予定価格を設定していた。（障がい福祉課）
- ③ サン・アビリティーズ佐世保施設利用料徴収業務委託契約において、佐世保市財務規則第 83 条第 1 項で「…歳入の徴収又は収納の事務を私人に委託したときは、その旨を告示し、かつ、「広報させば」に登載しなければならない。」と規定されているにもかかわらず、「広報させば」へ登載しないまま徴収事務をさせていた。（障がい福祉課）
- ④ 国民健康保険に係る広告業務委託契約において、佐世保市財務規則第 178 条(同規則第 165 条の規定を準用)で規定されている予定価格を記載した書面の作成を省略していた。（保険料課）

契約事務の支出負担額の専決区分（専決者）決裁について、単価契約の場合は、予定数量の総額で算出し判断するという基本的な事項を把握していない。市長決裁の未決は、無権限者による事務執行であることを認識されたい。

また、収入事務を私人に委託した場合の「広報させぼ」への登載漏れについては、市民に対する適切な知る機会を失わせていることになり、規則に則った適正な事務処理を行うよう、十分留意されたい。

4. 財産管理事務

- ① 備品において、佐世保市物品会計規則第 15 条第 3 項で「…備品を処分したときは、物品返納・処分報告書により契約課長に報告しなければならない。」と規定されているにもかかわらず、処分した備品について報告していないものがあった。（看護専門学校）

規則を再確認し、適正な事務処理を行われたい。